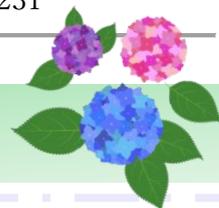


事業主の皆様へ

千葉市中央区中央 2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231



非正規社員の年休付与日数

正社員には、入社 6 ヶ月後に 10 日、その後 1 年ごとに 11 日、12 日…と増加した年次有給休暇が付与されます。非正規社員にも、「週の労働時間・労働日数・年の労働日数」に応じた年次有給休暇が付与されます。今回は、非正規社員の年休付与について確認しましょう。

非正規社員の週の労働時間・労働日数・年の労働日数とは、どの時点の内容を適用するのか、また、時間や日数が不安定な働き方の場合、どのように判断するのでしょうか？



年休付与日(基準日)の雇用契約書(所定労働時間)の内容で決定します。



雇用契約書の内容が、「週30時間以上・週5日以上・年217日以上」のいずれかに該当すれば、正社員と同様の年次有給休暇が付与されます。



上記②に該当しない場合には、まず週の労働日数で判断します。週の労働日数が不安定である場合には、年の労働日数の実績で判断します。

~Q&A~

Q1:1日3時間で5日勤務のパート従業員の年休付与日数は、何日ですか？

A1:正社員と同じ年次有給休暇が付与されます。

ただし、1日の年休単価は、「時給×3時間」となります。

Q2:週30時間労働のパート従業員の1日の年休単価はいくらですか？

A2:「 $30 \text{ 時間} \div \text{週所定労働日数} \times \text{時給}$ 」となります。



基準日に付与された年次有給休暇は、向こう1年間に雇用契約書の内容が変更されても、年休日数に増減は有りません。